



報道関係者各位

熱中症特別警戒アラート発表時における指定暑熱避難 施設（クーリングシェルター）」を指定します

気象変動適応法等の一部改正により、従来発信されていた熱中症警戒アラートが法律に位置づけられ、さらにより深刻な健康被害が発生しうる場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報が創設されました。

熱中症特別警戒アラートが発表されましたら、熱中症による健康被害の発生を防止し、暑さをしのぐ場所として下記施設をクーリングシェルターとして開放します。

また、民間施設のクーリングシェルターの公募も開始する予定であり、状況に応じて他の公共施設の指定も行います。

1 指定施設

- (1) 魚津市役所本庁舎（第1厚生室）
- (2) 魚津市立図書館（閲覧室）
- (3) ありそドーム（アトリウム）



指定場所に掲示します

※開放日、開放時間は、指定施設の開館している日時及び指定された場所となります。

2 開放する期間

令和6年6月1日から10月23日までの期間で熱中症特別警戒アラートが発表された日

【参考】熱中症特別警戒アラート運用期間（4月第4水曜日～10月第4水曜日）

3 熱中症特別警戒アラートの発表後の対応

熱中症特別警戒アラートは、前日の午後2時頃に発表されるため、関係機関への情報共有と市民への周知を行うとともに、クーリングシェルターに必要な状況を提供します。

担当部署：生活環境課 環境政策係

（課長）小林 孝仁

（担当者）木下

電話 0765-23-1004 FAX 0765-23-1092

E-Mail seikatsukankyo@city.uzu.lg.jp